

防犯カメラ設置の手引



令和7年7月
津市

目 次

第1章 補助制度の概要.....	2
1 制度の目的	2
2 補助対象団体.....	2
3 補助対象となる防犯カメラ.....	2
4 補助対象経費.....	2
5 設置・管理運用.....	2
6 補助率等	3
第2章 防犯カメラ設置の進め方.....	4
1 防犯カメラ設置手続きの全体の流れ	4
2 防犯カメラの設置計画づくりと地域の合意形成.....	5
3 防犯カメラの設置（場所）について	8
第3章 防犯カメラの仕様について	10
1 画素数・解像度.....	10
2 照度.....	10
3 画角.....	10
4 耐久性.....	10
5 画像データの保存	10
第4章 防犯カメラの維持管理について	12
1 防犯カメラの維持管理・運用費用（補助の対象にはなりません。）	12
2 防犯カメラの維持管理・運用に必要な労力、義務及び責任等.....	12
第5章 津市防犯カメラの設置及び運用基準	14
第6章 津市防犯カメラ設置補助金交付要綱	18
第7章 補助金の申請書類・添付書類.....	20
第8章 関係機関問い合わせ先	39

第1章 補助制度の概要

1 制度の目的

防犯カメラによる犯罪抑止効果を高め、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、防犯カメラを設置する費用の一部を補助します。

2 補助対象団体

自治会、自治会連合会、その他地域で活動している住民主体の防犯団体

3 補助対象となる防犯カメラ

- (1) 道路等の公共空間における不特定多数の人等の動きを24時間連続撮影するもの
- (2) 特定の個人等を判別できる画像を記録する機能を有し、特定の場所に継続して設置・固定するもの
- (3) 犯罪発生時等、画像データの情報提供が可能であるもの
- (4) 設置後5年以上の運用が見込めるもの
- (5) その他「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った地域における犯罪の防止を目的とするもの

4 補助対象経費

新規で防犯カメラを設置する場合の機器等購入費と設置工事に要する経費

- (1) 防犯カメラ本体の経費
(130万画素（推奨200万画素）以上の画像データを記録できるもの)
- (2) 防犯カメラのデータ記録装置、保存媒体
(レコーダー（HDD、SDカード等）64GB以上※内蔵、外付けどちらでもよいが予備分は対象外)
- (3) 映像装置（モニター ※PCは対象外）
- (4) 専用柱、機器収納箱、接続部品（防犯カメラの設置に必要な周辺設備・機器等）
- (5) その他の必要経費（防犯カメラの設置を示す看板やステッカー等、設置に必要な各種許可申請手続費用）

5 設置・管理運用

防犯カメラは、不審者の多発する場所など、防犯カメラの設置が効果的と考えられる適切な場所に設置するとともに、犯罪抑止効果をさらに高めるため、設置区域内の見やすい場所に防犯カメラが設置されていることをわかりやすく表示してください。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、その効果が持続するよう適正に管理運用してください。

【注】 この制度は、設置に必要な初期費用を援助するためのもので、取替や更新の経費は、対象とはなりません。同様に、電気代、保守点検費、修繕費、SDカード交換費用等の維持管理に伴う費用も設置者の負担となりますので、これらランニングコストの試算を十分に行なったうえで、制度を活用してください。

6 補助率等

- (1) 補助対象経費の2分の1です。
- (2) 一基あたりの補助上限額は150,000円です。
- ※ 補助金額は100円未満切り捨てとなります
- ※ 予算の範囲で補助を実施するため、申請をいただいても補助できない場合があります。

【設置費用に対する補助金、設置者の負担額の算出例】

例1 防犯カメラと設置費用の合計が35万円の場合

$$35\text{万円} \times 1/2\text{（補助率）} = 17.5\text{万円} > 15\text{万円} \quad \cdots \text{補助額}$$

35万円に補助率を乗じて得た額が補助上限額を超えるため
補助額は補助上限額である15万円となります。

$$35\text{万円} - 15\text{万円} = 20\text{万円} \quad \cdots \text{自治会等の負担}$$

例2 防犯カメラと設置費用の合計が27万円の場合

$$27\text{万円} \times 1/2\text{（補助率）} = 13.5\text{万円} \text{（上限の範囲内）} \quad \cdots \text{補助額}$$
$$27\text{万円} - 13.5\text{万円} = 13.5\text{万円} \quad \cdots \text{自治会等の負担}$$

例3 防犯カメラと設置費用の合計が269,500円の場合

$$269,500\text{円} \times 1/2\text{（補助率）} = 134,750\text{円} \Rightarrow 134,700\text{円} \text{（100円未満切り捨て）} \quad \cdots \text{補助額}$$
$$269,500\text{円} - 134,700\text{円} = 134,800\text{円} \quad \cdots \text{自治会等の負担}$$

第2章 防犯カメラ設置の進め方

1 防犯カメラ設置手続きの全体の流れ

自治会の総会・役員会・委員会等で防犯カメラの設置について合意を得てください
防犯カメラの設置場所や撮影範囲となる近隣住民の同意を得てください

市民交流課又は各総合支所へ防犯カメラ設置補助金制度について相談してください

津警察署・津南警察署の生活安全課へ設置場所の連絡または相談をしてください

防犯カメラを電柱（中部電力・NTT・その他）に設置（共架・添架）しますか？

はい

中部電力・NTT・その他電柱の所有者と相談してください
(申請時には共架許可書・添架承諾書・契約書等が必要です)

いいえ

防犯カメラの設置場所はどこですか？

道路

公有地

民有地

道路管理者と協議してください
申請時には道路占用許可書が必要です

土地等管理者と協議してください
申請時には使用許可書が必要です

土地等所有者と協議してください
申請時には承諾の証が必要です

津市防犯カメラ設置補助金交付申請書の提出 《4～8月末まで》

(合意書、同意書、責任者（管理者等）の届出、防犯カメラ設置・運用規程、許可書等添付)

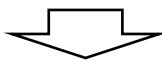
防犯カメラ設置補助金交付決定 《9月頃まで》

※ 内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請が必要です

交付決定後、防犯カメラ設置工事着工 → 工事完了 → 動作確認

※ 道路及び公有地は、占用(使用)許可書の交付を受けた後、工事着工届及び工事完了届が必要です。

実績報告書の提出【設置工事完了から30日以内】《翌年1月末まで》



補助金交付確定 →請求書の提出 → 補助金交付 《翌年3月末まで》

2 防犯カメラの設置計画づくりと地域の合意形成

防犯カメラの設置については、その目的や設置場所、設置や維持管理に要する費用、自治会等地域住民の合意や許可手続き等を理解したうえで準備を進めていただく必要がありますので、以下の事項を手続きの参考としてください。

(1) 設置計画の作成

設置する目的等を整理し、何を防ぐためにどこに設置し何を撮影するのか、どのように維持管理していくかを考えておく必要があります。以下の点を参考に、あらかじめ整理しておきましょう。

ア 設置目的

地域で発生しているどのような犯罪を防いでいきたいのかを考えます。

イ 設置場所・撮影範囲

津市防犯カメラの設置及び運用基準では、以下のようになっています。

(ア) 通学路

(イ) 過去に犯罪・不審者情報等が寄せられた場所

(ウ) 公共の空間で不特定多数の者が通る場所（神社の境内、ゴミ集積所、ゴミ置き場、不法投棄箇所等特定の施設・土地の監視等を目的としたものを除く。）

(エ) 犯罪の恐れがある場所

(オ) その他地域が必要と認める場所

設置場所や地域で必要と思われる場所があれば、津警察署・津南警察署の生活安全課で防犯カメラ設置の相談を受け付けています。

○ 津警察署 生活安全課 059-213-0110

○ 津南警察署 生活安全課 059-254-0110

※ 担当者不在の場合もあるので、事前の電話確認をお願いします。

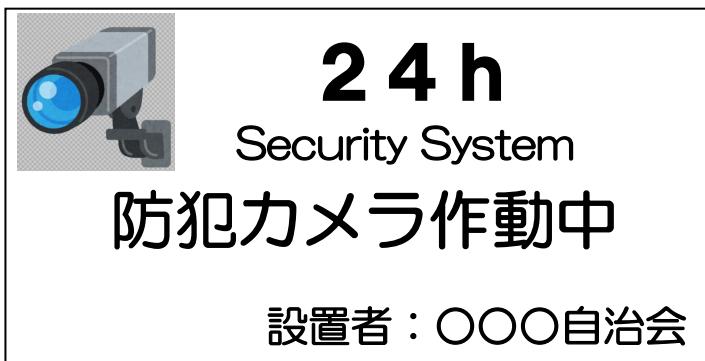
(2) 管理・運用体制、管理・運用方法

ア 運用体制の構築と運用規程の作成

プライバシーの保護や個人情報の正しい取扱いのため、「津市防犯カメラの設置及び運用基準」や「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考に、組織・人員体制を整え、運用の基本となる運用規程を作成しましょう。

- イ 防犯カメラを設置していることの表示
防犯カメラの設置付近に看板やステッカー等で表示してください。
防犯カメラの犯罪抑止効果を高めるためには、防犯カメラが存在していることを明示するのが有効です。併せて外国語表記を付け加えることも有効です。

【表示例】



(3) 設置
費用の計画

防犯カメラの設置計画と管理運用の概要がある程度整ってきたら、次はそれらに見合う費用についても見込みを立てておく必要があります。折角設置する防犯カメラですから、その後も地域の安全を守るために、適正に管理されなければなりません。設置等に係る初期費用だけでなく中長期的な維持管理経費まで、設置団体として、無理のない資金計画を立てておきましょう。

なお、業者によりカメラ本体の価格や設置工事費等、その後の維持管理費等は異なります。複数の業者から見積もりを取ることで、必要経費を抑えられる場合もあります。(P 12以降参照)

(4) 地域の合意形成

防犯カメラは、防犯のために設置を望む声がある一方で、プライバシーに対する考え方の違いや設置費、維持管理費の負担から、難色を示される場合もありますので、後のトラブルを防ぐため、事前に地域の方々へ説明し、合意を得ることが必要です。

補助金の交付申請時に、防犯カメラの設置が自治会等で承認されたことを証する書類が必要となりますので、早めに説明し、合意を得ておきましょう。

(5) 設置に必要な手続き（各種許可、同意等）

ア 設置の同意、撮影の同意を得る

防犯カメラ設置場所の所有者、撮影範囲に含まれる住民に対して説明をして同意を得ましょう。

【注】 映像の一部を映らないようにできるマスキング機能付き防犯カメラを使うことで同意を得られる場合もあります。

イ 設置の許可等

設置する場所に応じて、使用許可を得る必要があります。

主な各種許可申請手続きはP 7以降に記載してあります。

※ 申請から許可までに時間を要するほか、設置に関する制限があるため、
お早めの相談をおすすめします。

【注】設置場所の所有者の確認を誤るとその後の申請手続に不要な時間を要することになります。設置場所については所有者をきちんと調べ、同意書を取りましょう。

3 防犯カメラの設置（場所）について

防犯カメラを設置するには、設置場所によって様々な手続き等が必要となります。下表に掲げた場所への設置を検討されている場合は、参考にしてください。（その他の手続きを求められる場合があります。）

区分	許可条件等	許可申請等	備 考
民有地	・土地建物等の所有者への条件等の確認と承諾が必要です。	<土地賃貸借契約、同意書> ○所有者、管理者等	土地や建物の管理者から、同意書・使用許可等を得てください。
公共施設の敷地内	・他に設置場所がなく、やむを得ない場合で、一定の基準に適合し、管理上支障がない場合に限られるため、事前に管理者に確認が必要です。	<使用許可等> ○所有者、管理者等	
道路上	・他に設置場所がなくやむを得ない場合で、かつ、一定の基準に適合し道路管理上支障がないと認められる場合に限ります。 ・その他設置場所や方法等について、基準がありますので、事前に道路管理者に確認をしてください。 ・道路占用許可以外にも様々な手続きが必要となります。	<道路占用許可申請> 【市道】 ○建設政策課 津市西丸之内 23-1 (本庁舎5階) (TEL)229-3179 (調査担当) 【県道】 ○三重県津建設事務所 総務・管理室 管理課 津市桜橋 3-446-34 (TEL)223-5203 【国道】 ○国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所 津国道維持出張所 津市島崎町 315 (TEL)228-6990	

- ※ 電柱、支柱等を使用する場合は、電柱等の管理者の許可等が必要となりますので、管理者（中部電力、NTT等）へ相談してください。
- ※ 占用料や使用料、賃貸料等が発生する可能性があります。
- ※ 公有地（道路含む）の場合、申請書に許可書の写しを必ず添付してください。
民有地（企業含む）の場合、契約書の写し又は同意書を必ず添付してください。
- ※ 津市道へ設置を検討している場合は、別紙『道路等への防犯カメラ設置について』を参照してください。
- ※ 移設や撤去が必要となった場合は、設置団体の負担で対応してください。

※ 許可されるとは限りませんので、ご留意願います。

◎ 中部電力の電柱へ共架する場合、許可が必要となりますので、事前に中部電力へ相談してください。

中部電力パワーグリッド(株) TEL : 0120-985-232

- ・ 電柱共架料が必要となります。
- ・ 他に設置する場所がない場合に限ります。

◎ NTT柱へ添架する場合、許可が必要となりますので、事前にNTTへ相談してください。

NTTフィールドテクノ設備貸借管理センター東海ユニット

<https://www.ntt-west.co.jp/tenga/area>

- ・ 電柱添架料が必要となります。
- ・ 他に設置する場所がない場合に限ります。

<中電柱とNTT柱の見分け方> ※プレートが2枚の場合下方が所有者

中電柱写真



(下プレートが中部電力の電柱)

NTT柱写真



(下プレートがNTTの電柱)

※ 電柱には登らないでください。確認時はご注意ください。

◎ 設置場所については、津警察署又は津南警察署へ報告してください。

補助金交付の対象となった防犯カメラについては、市に警察からの問い合わせ等があった場合、防犯カメラの設置場所や撮影範囲を報告します。

第3章 防犯カメラの仕様について

1 画素数・解像度

カメラの画素数が多いほど解像度が高く、画質が向上します。

補助要件として130万画素以上のものを補助対象とします。

(推奨) 200万画素以上の画素数を持った防犯カメラは、高解像度のため、従来では難しかった人物、人相の特定が容易になります。

2 照度

防犯カメラで撮影するには、一定の明るさが必要です。

夜間に屋外で撮影するには、暗闇でも撮影できるように赤外線を照射する機能が付いたカメラで撮影、又は一定の明るさが確保できる場所に設置する等工夫が必要です。

3 画角

画像で映し出される範囲を角度で表したものです。

人物を撮影したときに、防犯カメラの撮影範囲にどれくらいの大きさで人物が撮影できるかを示す状態をいいます。撮影目的に合わせて的確な画角を選定することが必要です。

画角調整機能を有するカメラを選定することで撮影範囲が容易に設定できます。

私的空间が映り込まないように画角を設定しましょう。写り込んでしまう場合、マスキング機能を有する防犯カメラであれば、画像の一部を塗りつぶすことができますので、防犯カメラの仕様を確認しましょう。

4 耐久性

防犯カメラを屋外に設置する場合は、防塵・防水機能についているものを選びましょう。

5 画像データの保存

(1) SDカード

ア 録画容量は、ハードディスクに比べて小さい。

イ 熱や振動に比較的強い。

(収納盤内温度は約50°C以下の利用が望ましい)

(2) ハードディスク

ア 録画容量が大きい。

イ 热と振動に弱いため、屋外設置の場合は放熱機能が必要。

(収納盤内の温度は40°C以下の利用が望ましい)

ウ ハードディスクから別媒体へのコピーに時間がかかることがある。

(3) 保存期間

画像データの保存期間は、設置者等に決めていただくことになりますが、長期間の保存はより多くのデータを持つことになり、外部への漏えい等の恐れが増えるため、設置の目的を達成する範囲で必要最小限(7日程度)の期間とします。

画像サイズ、画質、フレームレート等によって録画可能な日数が変わりますので、詳細は販売業者に確認してください（高画質、高フレームレートの方が録画時間は短くなります。検査資料としての価値は高いが、SDカード等の容量も必要になるので高コストになります）。

(4) フレームレート

1秒間に録画できるコマ数のことです。

コマ数が多いほど容量が多くなるため、録画時間が減ることになりますので、録画設定をする際に注意が必要です。

＜参考＞

- ・ 歩行者を中心に録画 4コマ／秒
- ・ 走行中の自転車を録画 4～8コマ／秒
- ・ 走行する車両の色や車種を録画 8～15コマ／秒

※ SDカード内蔵型の防犯カメラは、LANケーブルやWi-Fiにより、本体とノートパソコン（又はスマホ）を接続することで、高所に登ることなく、映像の確認やダウンロードができます（管理用ソフトやパソコン機器の操作は必要）。

ノートパソコン（又はスマホ）の確保や操作が難しい場合は、収納ボックスにSDカード内蔵レコーダーを設置する方法もあります。

第4章 防犯カメラの維持管理について

防犯カメラを運用していくためには維持管理費として、電気料金や消耗品費、保守点検料などが必要です。設置場所の状況やカメラの種類等によって、費用は大きく変わりますが、他市の事例や各種調査からおおよその目安として下表を作成しましたので、参考にしてください。なお、下表はあくまで目安なので、その範囲で収まらない場合もあります。実際の金額は、設置者がそれぞれの管理者、業者等に確認してください。なお、複数の業者から見積もりを取ることで、維持管理に必要な費用が抑えられる場合もあります。

1 防犯カメラの維持管理・運用費用の目安

区分	1基あたりの年間費用(円)
電気料金(300～500円×12月)	3,600～6,000
電柱への設置料（電柱共架料、添架料）	1,200～1,300
SDカード交換料（SDカード代除く）	10,000～25,000
SDカード代(128GB、年1回交換が目安)	10,000～20,000
業者による保守点検費用（年1回）	10,000～30,000
年間必要経費 合計	35,000～80,000

※ 上記以外にも、行政財産や民有地に設置している場合は、それぞれの法令、契約等に基づいて、別途費用が発生しますので、ご注意ください。

※ 上記の費用は補助の対象とはなりません。

2 防犯カメラの維持管理・運用に必要な労力、義務及び責任等

(1) 保守点検

防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障をきたす可能性があります。

機種の選定を行う際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検にかかる費用などの確認をしておくことが大切です。また、修繕に係る経費をあらかじめ見込んだ計画が必要です。

(2) 保守点検定期点検

防犯カメラを設置したら、定期的に「作動しているか」「破損はないか」などの点検を行ってください。防犯カメラの留め具などが破損していると、落下する恐れがあり危険です。

※ カメラの落下等で事故が発生した場合は自治会等設置者の責任となります。
※ 夜間の赤外線撮影時には、蜘蛛の巣等が反射して映像が見えにくくなりますので、こまめにレンズの清掃が大切です。

(3) 管理責任者の指定

防犯カメラを設置及び運用するにあたっては、プライバシー問題の対策として適切な管理を図るため、指定した管理責任者及び操作取扱者による維持管理・運用をしてください。

(4) 画像データの保存・取扱い

画像データが外部にもれることのないよう防犯カメラの運用規程を定め、適切な管理を行ってください。

警察署からの画像データの情報提供依頼があった場合は、基本的には設置者が画像データを防犯カメラから抽出して、そのデータを保存したSDカード等の記録媒体で警察署へ提供することになります。詳しくは要請のあった警察署へご相談ください。

(5) 継続使用

防犯カメラの設置補助金にて設置した防犯カメラは、設置後5年間は継続して維持管理・運用してください。この期間経過前に廃止する場合は、設置時に交付した補助金の返還を求める場合がありますので、設置にあたっては、維持管理費も含めて十分検討をしてください。

また、年に1回は防犯カメラ運用報告書を提出してください。

(6) 移設及び撤去

防犯カメラを設置した電柱が移設・撤去される場合は、防犯カメラを設置した団体自らの負担により再設置・撤去する必要があります。

第5章 津市防犯カメラの設置及び運用基準

1 策定の目的

この基準は、「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例」に基づき、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、防犯カメラの設置及び運用に係る基準を策定するものです。

2 防犯カメラの定義

基準の対象となる防犯カメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラとします。

- (1) 犯罪の防止を目的として設置するもの
- (2) 不特定かつ多数の人を撮影するカメラで、特定の場所に継続して設置するものの
- (3) 特定の個人を判別できる画像を表示する、又はその画像を記録する機能を有するもの

3 設置目的の明確化及び目的外利用の禁止

防犯カメラを設置する者（以下「設置者」という。）は、犯罪の抑止、犯罪発生時の警察等への情報提供等設置目的を明確に定め、目的を逸脱した設置及び運用を行ってはならないものとします。

4 撮影範囲、設置場所等

設置者は、防犯カメラを設置するにあたり、設置による防犯効果が最大限に發揮され、かつ、プライバシーに配慮した最小限の撮影範囲を設定し、防犯カメラの設置場所、設置基数、撮影方向及び撮影方法を定めるとともに、カメラの角度を調整する等私的空間が映り込まないようにし、私的空間が映り込む場合はその所有者・居住者等の同意を得るものとします。また、公道等に設置する場合は、必要に応じて、防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得るものとします。

なお、設置場所については、次のとおりとします。

- (1) 通学路
- (2) 過去に犯罪・不審者情報等が寄せられた場所
- (3) 公共の空間で不特定多数の者が通る場所（ゴミ集積所、不法投棄個所等特定の施設・土地の監視等を目的としたものを除く。）
- (4) 犯罪の恐れがある場所
- (5) その他地域が必要と認める場所

5 設置の表示

設置者は、防犯カメラを設置した場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称・連絡先を表示するものとします。ただし、防犯カメラの設置場所等から設置者が明らかな場合は、設置者の名称や連絡先の表示を省略することができるものとします。

6 管理責任者等の選定

設置者は、防犯カメラや画像データの適正な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を指定することとします。

管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、必要に応じて操作取扱者を指定することができます。

防犯カメラの操作や画像データの閲覧は、原則として設置者、管理責任者又は操作取扱者（以下「設置者等」という。）のみが行うものとします。

7 秘密の保持

設置者等は、防犯カメラの画像データ及び画像データから知り得た情報を漏えいしたり、不当な目的のために使用したりしてはなりません。このことは、設置者等でなくなった後においても同様とします。

防犯カメラ及び画像データの管理、業務の運営に関する事務の全部又は一部を委託した事業者に対しても、画像データから知り得た情報の漏えいや不当な使用はしない旨を契約事項に組み入れる等、必要な措置を取るものとします。

8 画像データ等の適正管理

設置者等は、画像データ及びDVDやSDカード等の記録媒体の適正な管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施す等、盗難及び散逸等による情報漏えい防止措置を講じる。
- (2) 画像データの不必要的複写や加工及び転送、記録媒体の外部への持ち出しあは禁止する。また、記録媒体は、施錠できる保管庫等に厳重に保管するとともに、記録媒体の管理台帳等を備え付けて適正に管理する。
- (3) 画像データの保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限の期間とするが、設置者等が事件・事故の検査の協力のために特に必要と判断するときは、理由を明確にして保存期間を延長することができる。
- (4) 保存期間を経過した画像データは、速やかに初期化又は上書きする等、確実に消去する。
- (5) 記録媒体を処分するときは、物理的な粉碎又は復元のできない完全な消去等を行い画像データが読み取れないようにする。その際、処分の日時、方法、処分者等を確実に記録しておく。
- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、コンピューターウィルス対策や不正アクセス対策等、情報漏えい防止に十分な配慮する。

9 画像データの閲覧・提供の制限

(1) 画像データについては、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧・提供を禁止します。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）

及び弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のため、緊急、かつ、やむを得ない場合（例えば、行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況が撮影された画像データを提供する場合等）

ウ 捜査機関等から事件・事故の捜査等のために画像データの閲覧要請を受け、これに協力する場合（閲覧後に画像データを提供する場合は、上記アに基づく文書によることとする。）

エ 画像データから識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合（閲覧・提供にあたっては、本人以外の者の画像を消去する等、第三者の権利やプライバシーを侵害することがないよう、細心の注意を払うこととする。）

(2) 画像データの閲覧・提供にあたっては、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存することとします。

10 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせに対して、責任を持って誠実かつ迅速に対応し、適正な措置を講じるものとします。また、あらかじめ苦情・問い合わせ担当者を指定しておく等、対応要領を定めておくこととします。

11 業務の委託

設置者は、防犯カメラの設置・運用を含めた施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、設置者又は管理責任者が策定した「防犯カメラの設置・運用規程」の遵守事項を委託契約の条件にする等適正な運用を徹底するものとします。

12 保守点検と撤去、譲渡

(1) 保守点検

設置者は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて機器の更新を行うこととします。併せて設置場所や撮影範囲が適正であるか等の見直しを行うこととします。

(2) 撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、地域住民等の合意形成を行なったうえで、責任を持ってカメラや録画装置等の機器及び設置表示を撤去することとします。

(3) 譲渡

設置者は、防犯カメラを譲渡する場合は、撤去の時と同様、地域住民の合意形成を行ない、記録媒体を抜き取り又は残っている画像データを完全に消去し、責任を持ってカメラや録画装置等の機器を譲渡することとします。

【注】保守点検や撤去、譲渡については、事前に土地（道路）や建物の管理者に届出が必要な場合があります。必ず事前に管理者と相談してください。

13 留意点

防犯カメラについては、購入費・設置費だけでなく、プライバシーへの配慮や運用を継続するための維持・管理にも相当な負担とコストがかかります。従って、防犯カメラを設置する場合は、事前に地域の住民等に対する説明会を開催する等、設置に向けた合意形成は慎重かつ丁寧に行なうことが大切です。

この基準や次項の指針等を参考に、地域と調和のとれた安全・安心のための防犯カメラの設置・管理に努めてください。

14 他の指針等

「津市防犯カメラ設置の手引」

「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」

別冊「防犯カメラ設置のススメ」

※ これらの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護等には充分配慮した取扱いに努めるものとします。

第6章 津市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯カメラによる犯罪抑止効果を高め、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯カメラ」とは、犯罪の防止を目的として、不特定多数の者が往来する場所を撮影するために継続的に設置する映像撮影機器であつて、録画機能を有するものをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「防犯カメラ設置補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、新たに防犯カメラを設置する本市の区域内に存する自治会、自治会連合会その他地域で活動している住民主体の防犯団体に対し、防犯カメラの設置に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が15万円を超えるときは、15万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、防犯カメラの設置に着手する日の前日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 交付対象経費に係る見積書の写し
- (2) 防犯カメラの仕様が分かる書類の写し
- (3) 設置場所及び撮影方向の分かる位置図
- (4) 設置場所の写真
- (5) 防犯カメラ設置・運用規程
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、防犯

カメラの設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に要する費用を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 設置後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

第7章 補助金の申請書類・添付書類

防犯カメラ設置補助金交付の申請をする場合は、下記の書類を津市役所市民部市民交流課又は各総合支所へ提出してください。（8月30日まで）【提出締切日】

【申請書類一覧】

★提出していただく書類

番号	書類名	様式等	説明
1	防犯カメラ設置補助金交付申請書	第1号様式	事業計画概要及び収支予算書は別紙添付
2	見積書の写し	書類の写し	<u>※カメラ本体価格、設置工事費、各種申請時費用にかかる費用が明記してあるもの</u>
3	位置図・配置図等	任意様式	設置場所と撮影範囲が明記されているもの
4	設置場所の写真	A4紙貼付	設置場所と撮影範囲について判別できる写真 ※部分写真ではなく、全景が判る写真
5	防犯カメラの設置が地域で合意済である証となる書類	任意様式	設置する地域の自治会等の総会、役員会、委員会等で防犯カメラの設置が承認された旨が載っている議事録の写し等
6	設置する場所の所有者の同意書の写し	任意様式	防犯カメラを設置する場所の土地・建物の所有者の同意書の原本を持参（窓口でコピー）
7	撮影範囲に含まれる者の同意書の写し	任意様式	防犯カメラの撮影範囲に含まれる土地・建物の所有者（場合によっては使用者）の同意書の原本を持参（窓口でコピー）
8	防犯カメラ設置・運用規程	任意様式	「津市防犯カメラの設置及び運用基準」及び「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に則って作成してください。
9	管理責任者・操作取扱者の指定届	任意様式	防犯カメラの責任者と実際取り扱う人の指定をしてください。
10	防犯カメラ・録画機器の仕様が分かる書類	書類の写し	例）設計書、仕様書、カタログの写し等
11	設置場所の許可等に係る書類	書類の写し	例）電柱共架・添架の許可に関する書類、道路占用許可、行政財産使用許可、賃貸借契約書等の原本を持参（窓口でコピー）

※ 各様式については、津市ホームページからダウンロードが可能です。

URL:<https://www.info.city.tsu.mie.jp/>

<記載例>

第1号様式（第3条関係）

令和〇年度津市防犯カメラ設置補助金交付申請書

令和〇年〇月〇〇日

（あて先） 津市長

（〒〇〇〇-〇〇〇〇）

所在地 **津市西丸之内〇〇番〇号**

申請者 団体名 **〇〇地区自治会連合会**

代表者氏名 **津市 太郎**

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

電話 **059-〇〇〇-〇〇〇〇**

令和〇年度において、防犯カメラ設置補助事業を実施したいので、津市補助金等交付規則第3条の規定により、津市防犯カメラ設置補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 **150,000 円**

2 補助事業の目的及び効果

防犯カメラは犯罪が発生時の有力な証拠となることから、犯罪を抑止し、防犯意識を高め、安全で安心な地域をつくる。

3 関係書類

- (1) 事業計画概要及び收支予算書
- (2) 防犯カメラの購入及び設置に要する費用に係る見積書の写し（内訳明記）
- (3) 防犯カメラの設置場所及びその撮影方向を図示した地図
- (4) 設置場所の写真
- (5) 防犯カメラの設置が地域で合意済みである証となる書類
- (6) 設置する場所の所有者の同意書の写し、道路占用許可書の写し
- (7) 撮影範囲に含まれることの同意書の写し
- (8) 防犯カメラ設置・運用規程
- (9) 管理責任者・操作取扱者の指定届
- (10) 防犯カメラ・録画機器の仕様がわかる書類の写し
- (11) 設置場所の許可等に係る書類

<記載例>

令和〇年度津市防犯カメラ設置補助事業計画概要及び収支予算書					
事業 計 画 概 要	<p>地区の中心地であり、小学校の通学路になっているが、以前から不審者情報が絶えずあり、実際、事件も起こっている。</p> <p>そのため、自主防犯組織を設立して防犯活動を行なうとともに、当該通学路に防犯カメラを設置することで犯罪抑止効果を高め、子どもたちの安全な通学環境を整備する。</p>				
収 入 の 部			支 出 の 部		
項目及び内容	金額	市費充当額	項目及び内容	金額	市費充当額
	円	円		円	円
連合会費	180.000		防犯カメラ本体	120.000	70.000
補助金	150.000	150.000	表示板	10.000	5.000
			SDカード	10.000	5.000
			設置工事費	150.000	70.000
			SDカード予備	10.000	
			消費税	30.000	
合 計	330.000	150.000	合 計	330.000	150.000

<例>

御 見 積 書

○○地区自治会連合会 御中

下記のとおりお見積り申し上げます。

令和〇年〇月〇〇日

○○○○電気商会 印

津市△△△町 0 0 0 0

TEL 000-0000

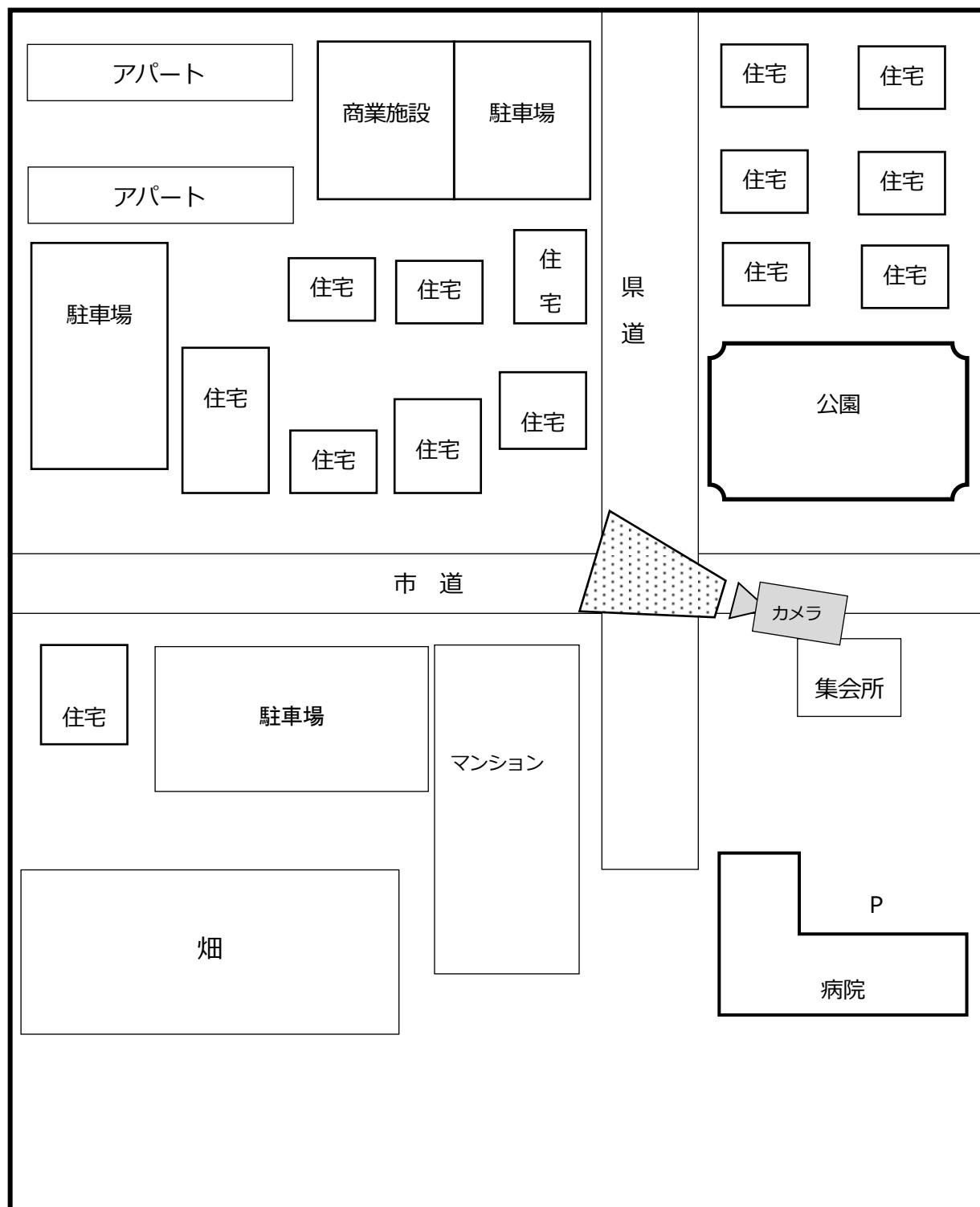
FAX 000-0000

計 ￥ 330, 000(税込)

件名：防犯カメラ 設置工事

品名	型式	数量	単位	単価	金額
カメラ本体	AAA-BBB	1	基	120,000	120,000
表示板	25×40	2	枚	5,000	10,000
SD カード		1	個	10,000	10,000
〈現地工事〉					
設置工事費		1	式	150,000	150,000
SD カード予備		1	個	10,000	10,000
消費税		1	式	30,000	30,000
				合計金額	330,000

【設置場所及び撮影方向を示した地図 作成例】



<作成例>

令和〇年〇月〇〇日

津市長 前葉 泰幸 様

(設置団体)

住所 **津市西丸之内〇〇番〇号**

団体名 **〇〇地区自治会連合会**

代表者 **会長 津市 太郎**

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

防犯カメラ設置に対する地元説明について

津市防犯カメラ設置補助事業に係る防犯カメラの設置及び運用について、下記のとおり近隣住民や関係団体への説明会を開催しましたので報告します。

記

- 1 説明会開催日 令和〇年〇月〇日 (〇曜日)
- 2 説明会開催場所 **〇〇地区集会所**
- 3 説明会参加団体 **〇〇地区自治会
〇〇地区連合自治会
津小学校PTA 等**
- 4 説明会参加数 **〇〇名**

<作成例>

防犯カメラの設置場所に関する同意書

令和〇年〇月〇〇日

(設置場所の所有者等)

〇〇 〇〇 様

(設置団体)

住所 津市西丸之内〇〇番〇号

団体名 〇〇地区自治会連合会

代表者 会長 津市 太郎

地域の防犯活動に活用するため、防犯カメラを設置することを計画しています。

つきましては、下記のとおり貴殿の所有している土地（建物）への防犯カメラの設置及び運用に関して御同意をくださるようお願い申し上げます。

なお、このことにより生じた問題につきましては、設置団体にて誠実かつ迅速に対応し処理を行います。

記

1 設置場所 津市西丸之内町〇〇番〇号

2 設置基数 ○基

3 設置期間 令和〇年〇月頃から設置

上記のことについて同意します。

令和〇年〇月〇〇日

(設置場所の所有者等)

住 所 津市〇〇町〇〇番地

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

<作成例>

防犯カメラの撮影範囲に含まれることの同意書

令和〇年〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様

(設置団体)

住所 **津市西丸之内〇〇番〇号**
団体名 **〇〇地区自治会連合会**
代表者 **会長 津市 太郎**

地域の防犯活動に活用するため、防犯カメラを設置することを計画しています。
つきましては、下記のとおり防犯カメラの設置に伴い、貴殿の居住している土地・建物の一部が防犯カメラの撮影範囲に含まれることから同意くださるようお願い申し上げます。

また、貴殿が土地・建物の所有者でない場合は、土地・建物の所有者様にご説明していただきますよう、合わせてお願い申し上げます。

記

- | | |
|--------|---------------------|
| 1 設置場所 | 津市西丸之内町〇〇番〇号 |
| 2 設置基数 | 〇基 |
| 3 設置期間 | 令和〇年〇月頃から設置 |

上記のとおり同意します。

令和〇年〇月〇〇日

(撮影範囲に含まれる者等)

住 所 **津市〇〇町〇〇番地**
氏 名 **〇 〇 〇 〇 印**

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

<作成例>

○○地区自治会連合会防犯カメラの設置・運用規程

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、○○地区自治会連合会（以下「設置者」という。）が○○地区に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置

- ・運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、○○地区における犯罪を防止し、地域住民の防犯意識を高め、もって安全に安心して暮らせる地域づくりに資するために設置する。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置基数

別紙配置図のとおり、○○地区に○基の防犯カメラを設置する。

配置図には、カメラの位置、撮影の方向の分かる図を添付してください。

(2) 設置の表示

防犯カメラを設置する場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

表示板には○○地区自治会連合会、連絡先を記載することとする。

表示板(ステッカー)は、交付申請時に併せて申請することで補助対象とさせていただきます。
設置以後に追加・張替等で必要となった場合は、補助対象外とさせていただきます。

4 管理責任者等

- 設置者は、防犯カメラ及びこれにより撮影して記録した画像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の適正な運用管理を図るため、管理責任者を置く。
- 管理責任者は津市 太郎とする。
- 管理責任者は、防犯カメラ等の操作を行わせるため、操作取扱者を指定しておくことができる。
- 操作取扱者は久居 次郎とする。

5 設置者等の責務

- (1) 設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。
- (2) 設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

6 画像データ等の管理

- (1) 保存期間
画像データの保存期間は**7日間**とする。


7日以上にしてください。
- (2) 画像データの不必要な複製及び加工等の禁止
画像データの不必要な複製や加工及びインターネットへの掲載、メールでの転送、外部への持ち出しを禁止する。
- (3) 記録媒体の保管場所
やむを得ず画像データを複製した場合、記録媒体の保管（場所）は保管庫（**会長室**）とし、管理責任者が施錠を行うなど、盗難及び散逸の防止に努めて適正に管理する。
- (4) 立入り制限等
記録媒体の保管場所以外の場所への持ち出しが、管理責任者が許可した場合を除き禁止する。
保管場所には、設置者等が許可した者以外は立ち入ることができないこととする。
- (5) 画像データの消去等
保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。
記録媒体を処分するときは、管理責任者を含めた複数人で、記録媒体から画像データが完全に消去されたことを確認の上処分し、その日時、処分方法等を記録する。

7 画像データの利用及び提供の制限

(1) 画像データについては、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧・提供を禁止する。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状、捜査機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項)、弁護士からの照会(弁護士法第23条の2第2項)に基づく場合。

イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のため、緊急、かつ、やむを得ない場合。

(2) 画像データの閲覧・提供を行う場合は、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、不審な点がある場合は相手先機関・組織等への問い合わせを別途行うよう努める。

また、閲覧・提供を行った場合は、日時、相手先、目的・理由、画像内容等を記録し、提供を受けた文書等とともに6-(3)に基づく保管庫等へ保存する。

8 苦情等への対応

設置者等は、防犯カメラの設置、運用及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

9 保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者は、防犯カメラが適正に作動するよう、年1回以上専門業者による保守点検を行うとともに、SDカードなどメモリーカードについては安定した録画を確保するため概ね3年以内での交換に努める。

(2) 設置場所・画角の見直し

防犯カメラの設置場所・画角については、記録された画像データを管理者などで検証し、必要に応じ見直しを行う。

(3) 撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、撤去を行う前に津市に撤去理由の報告を行い、責任をもって速やかに機器等の撤去を行う。

附則

この規程は、令和〇年〇〇月〇日から施行する。

<作成例>

津市防犯カメラ設置補助事業に係る管理者等指定届

令和〇年〇〇月〇〇日

団体名 〇〇地区自治会連合会

<管理責任者>※必ず1人指定

管理責任者氏名	管理責任者住所	管理責任者電話番号
津市 太郎	津市西丸之内〇〇-〇	〇〇〇-〇〇〇〇

<操作取扱者>※5人まで指定可能

操作取扱者氏名	操作取扱者住所	操作取扱者電話番号
久居 次郎	久居新町〇〇番地	〇〇〇-〇〇〇〇

<記載例>

第2号様式（第5条関係）

令和〇年度津市防犯カメラ設置補助事業計画変更承認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

（あて先）津市長

（〒〇〇〇-〇〇〇〇）

所在地 **津市西丸之内〇〇番〇号**

申請者 団体名 **〇〇地区自治会連合会**

代表者氏名 **津市 太郎**

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

電話 **059-〇〇〇-〇〇〇〇**

令和〇年〇月〇〇日付け津市指令市交第〇〇〇号で交付決定を受けた令和〇年度津市防犯カメラ設置補助事業の内容及び経費の配分を次のとおり変更したいので、津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により申請します。

1 変更の理由

業者の変更による

2 変更の内容

別紙のとおり

備考 交付申請のときに提出した事業計画概要及び収支予算書に、変更後の計画を黒字で、変更前の計画を赤字で併記したものを添えること。

<記載例>

第6号様式（第12条関係）

令和〇年度津市防犯カメラ設置補助事業実績報告書

令和〇年〇〇月〇〇日

（あて先）津市長

（〒〇〇〇-〇〇〇〇）

所在地 **津市西丸之内〇〇番〇号**

申請者 団体名 **〇〇地区自治会連合会**

代表者氏名 **津市 太郎**

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

電話 **059-〇〇〇-〇〇〇〇**

令和〇年〇月〇〇日付け津市指令市交第〇〇〇号で交付決定を受けた令和〇年度津市防犯カメラ設置補助事業の実績を次のとおり報告します。

1 交付決定を受けた額 **150, 000 円**

2 補助事業等の成果及び収支決算

別紙記載のとおり

3 防犯カメラ設置後の写真

別添のとおり

<記載例>

(別紙)

令和〇年度防犯カメラ設置補助事業 事業成果及び収支決算書						
事業成果	自主防犯組織を設立して防犯活動を行なうとともに、防犯カメラを設置したことでの犯罪抑止効果が高まり、地域の安心感が深まった。					
	収 入			支 出		
	項目及び内容	金額	市費充当額	項目及び内容	金額	市費充当額
		円	円		円	円
	連合会費	180.000		防犯カメラ本体	120.000	70.000
	補助金	150.000	150.000	表示板	10.000	5.000
				SDカード	10.000	5.000
				設置工事費	150.000	70.000
				SDカード予備	10.000	
合 計		330.000	150.000	合 計	330.000	150.000

<作成例>

津市防犯カメラ設置補助金請求書

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 津市長

団体の所在地 **津市西丸之内〇〇-**

○

自治会名 **〇〇地区自治会連合**

会

代表者 **津市 太郎** 印

事務担当者名 **津市 二郎**

連絡先 **〇〇〇-〇〇〇〇**

令和〇年〇〇月〇〇日付け**津市指令市交第〇〇〇〇号**で交付決定通知のあった防犯カメラ設置補助金について、下記の金額を請求します。

記

1 請求額 **150,000 円**

2. 振込先

金融機関名	〇〇銀行	
支店名	△△支店	
口座種別	普通	・当座
口座名義	フリガナ ツシ タロウ	
	津市 太郎	
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇	

<作成例>

(※口座名義が自治会以外であった場合)

委 任 状

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 津市長

団体の所在地 津市西丸之内〇〇-〇

自治会名 〇〇地区自治会連合会

代表者 津市 太郎 印

印

連絡先 059-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇地区自治会連合会長 津市 太郎は、令和〇年度防犯カメラ設置補助金の受領を下記の者に委任します。

記

受任者住所 : 津市久居新町〇〇〇番地

受任者名 : 久居 次郎 印

備 考 :

<作成例>

防犯カメラ運用報告書

令和〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 津市長

(〒514-〇〇〇〇)

団体の所在地 津市西丸之内〇〇-〇

自治会名 〇〇地区自治会連合会

代表者 津市 太郎

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

連絡先 059-〇〇〇-〇〇〇〇

令和〇年度中の状況について、以下のとおり報告します。

1	設置場所	津市西丸之内〇〇番〇号
2	運用基數	1 基
3	保守点検、修理の有無	有 無 ※有の場合、その日付、内容など 令和〇年〇月〇日 保守点検
4	外部提供の有無	有 無 ※有の場合、その日付、内容など 令和〇年〇月〇日 空き巣の捜査協力
5	防犯カメラ管理責任者	住所 津市西丸之内〇〇番〇号 氏名 津市 太郎 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇
6	備 考	

防犯カメラの設置場所を変更した場合は、設置場所を明記した図面などを提出していただく必要があります。

第8章 関係機関問い合わせ先

名称	所在地	電話番号
津市役所 市民交流課	津市西丸之内23番1号(3階)	229-3252
久居総合支所 生活課	津市久居新町3006番地	255-8839
河芸総合支所 地域振興課	津市河芸町浜田808番地	244-1700
芸濃総合支所 地域振興課	津市芸濃町椋本6141番地1	266-2510
美里総合支所 地域振興課	津市美里町三郷48番地1	279-8111
安濃総合支所 地域振興課	津市安濃町東観音寺483番地	268-5511
香良洲総合支所地域振興課	津市香良洲町1878番地	292-4374
一志総合支所 地域振興課	津市一志町田尻593番地2	293-3000
白山総合支所 地域振興課	津市白山町川口892番地	262-7011
美杉総合支所 地域振興課	津市美杉町八知5580番地2	272-8080
建設部 建設政策課	津市西丸之内23番1号(5階)	229-3179
津北工事事務所 管理担当	津市西丸之内24番39号	253-2271
津南工事事務所 管理担当	津市久居新町3006番地	254-5350
中部電力パワー・グリッド株式会社 津営業所	津市丸之内2番21号	0120-985-232
NTTフィールドテクノ設備貸借管理セ ンタ-東海ユニット設備管理担当 (名古屋)	愛知県名古屋市西区新道2-1 3-17 NTT菊井ビル	052-533-5955
津警察署 生活安全課	津市丸之内22番1号	213-0110
津南警察署 生活安全課	津市久居明神町2501番地1	254-0110
三重県津建設事務所 総務・管理室 管理課	津市桜橋3丁目446番地34 三重県津合同庁舎	223-5203
国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所 津国道維持出張所	津市島崎町315番地	228-6990

道路等への防犯カメラ設置について

道路等へ防犯カメラを設置（電柱等への二次占用含む）しようとする場合には、事前に占用許可が必要です。また、道路管理上及びプライバシー保護等の観点から、下記の事項について、道路管理者（建設部津北工事事務所又は津南工事事務所）にご相談ください。

〈確認事項〉

○道路以外に設置できませんか？

- ・設置場所によっては、一般交通の支障となる場合があり、できる限り道路以外での設置を検討して下さい。

○カメラを設置する高さは？

- ・車道の場合、地面から4.7m以上離して設置する必要があります。

○電柱等への二次占用の場合、電柱管理者との協議を完了していますか？

- ・中部電力、NTT等

○道路内の設置位置について地元内の同意が得られていますか？

- ・防犯カメラ設置後、隣接者等とのトラブルは、占用者に対応いただく必要があります。

○防犯カメラ設置・運用規程を作成していますか？

- ・運用・管理体制を設定する必要があります。

〈占用許可申請書類〉（2部）

○占用許可申請書 ※別紙記入例参照

※備考欄に【三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン及び個人情報保護に関する法律を遵守する】を記載してください。

※津市ホームページからダウンロードできます。

○位置図（設置場所のわかるもの）

○写真（設置場所のわかるもの）

○防犯カメラ、録画機器の仕様が分かる書類（設計書、仕様書、カタログの写し等）

○電柱添架承諾書（電柱などに添架する場合。電柱所有者の承諾書）

○設置工事に伴う、舗装等復旧方法のわかるもの（図面等）

○設置工事に係る交通規制図

○防犯カメラの設置運用規程

（「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン 平成27年12月」または
「防犯カメラ設置の手引 令和7年7月 津市」を参照）

ご連絡先

用地・地籍調査推進課 調査担当（本庁舎5階）

TEL059-229-3179

FAX059-229-3345

<作成例>

新規	更新	変更

年　月　日

道路占用 許可申請書 協議

年　月　日

(あて先) 津市長

〒 ○○○-○○○○
住所 津市○○町○○番地
氏名 ○○自治会長 ○○ ○○
担当者 Tel

印

道路法 第32条の規定により 許可を申請します。
第35条 協議

※設置する場所に○

占用の目的	防犯カメラ設置		
占用の場所	路線名	市道○○第○号線	
	場所	津市○○町○○番地先	
占用物件	名称	規模	数量
	防犯カメラ	別紙カタログ参照	1基
※許可日から5年以内の 3/31までとなります。	許可日 年　月　日から 年　月　日まで	間	占用物件の構造 別紙カタログ参照
占用の期間	許可日 年　月　日から 年　月　日まで	間	工事実施の方法 ※業者発注の場合 「請負」と記入
工事の時期	許可日 年　月　日から 年　月　日まで	間	
※施工業者と打合せし 完了日を設定してください。	原形復旧	添付書類	位置図、写真、仕様書 図面、交通規制図 防犯カメラの設置運用規定
備考	三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン及び 個人情報保護に関する法律を遵守する。		

記載要領

1. 「許可申請」「第32条及び協議」、「許可を申請協議」については、該当するものを○で囲むこと。
2. 新規 更新 変更 について、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄には所属・氏名を記載すること。
4. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
5. 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
6. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類を記載すること。